

**大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画（以下「本活動計画」という。）の  
認定基準（地域再生法第 17 条の 7 第 8 項）への適否に対する本市の見解**

**（１）認定地域再生計画に適合するものであること。**

本市の見解
本活動計画は、認定地域再生計画に記載の「地域来訪者等利便増進活動の内容」、「地域来訪者等利便増進活動を実施する区域」、および「事業実施期間」に照らし合わせ、認定地域再生計画に適合するものである。 また、本活動計画は、令和 2・3 年度に申請団体が実施した社会実験（イベント開催、以下「社会実験」）の結果に基づき、地域再生計画に沿った活動目標となっていることを確認できることから、認定地域再生計画に適合するものである。

**（２）受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び活動実施区域における経済効果の増進に寄与するものと認められること。**

本市の見解
社会実験の調査結果から、イベントによる来訪者の増加により売上高が増加することで、当該活動区域における大規模小売店舗への不動産貸付事業者（受益事業者）の賃料増加につながると推定されている。これらの推定方法及び推定値に合理性があることから、受益事業者の収益性の向上や当該区域における経済効果の増進に寄与すると認められる。

**（３）円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。**

本市の見解
申請団体の本活動計画の事業規模、資金計画及び団体の財務状況で事業継続性が確認できることから、計画期間内における、イベントの安定的な実施が見込まれる。 また、受益事業者である 3 者も当該活動、受益の内容及び額等に同意しているため、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである。

- (4) 活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。

本市の見解
社会実験の調査結果から、イベントによる来訪者の増加により売上高が増加することで、当該活動区域における大規模小売店舗への不動産貸付事業者（受益事業者）の賃料増加につながるとし、その受益額は6,521,000円であると推定されており、これらの推定方法及び推定値には合理性がある。 また、負担金の額については、算出した利益の範囲内である。

- (5) 特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

本市の見解
本活動計画における利便増進活動は、主に活動区域内 3 か所の特設会場の出店と各会場を往来するスタンプラリーで構成されていることから、一部の受益者の利益だけを目的にした活動ではないといえる。 負担金の徴収対象とする受益事業者を大規模小売店舗への不動産貸付事業者とする点については、本活動計画の活動区域である大阪駅周辺地区が、大規模小売店舗が特に集積している地域であること、及び社会実験の調査結果により、大規模小売店舗に特に受益があることを確認できることから、合理性があるといえる。 また、受益事業者の負担金の額については、各受益事業者が所有する建物の店舗面積（大規模小売店舗立地法）に応じて按分しており、受益事業者間で公平に負担する計画といえる。 以上より、特定の者に対して不当に差別的な扱いをするものではない。